

令和2年度当初予算要求基準

国の令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針（令和元年7月31日閣議了解）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）を踏まえ、引き続き「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組み、歳出全般にわたり、平成25年度予算から令和元年度予算までの政府の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することが示されたところである。

また、国は、引き続き、2025年度に基礎的財政収支黒字化という目標達成を目指すこととし、地方財政については、国の取組と基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組む中で、臨時財政対策債等の発行額の圧縮、さらには、臨時財政対策債などの債務の償還に取り組み、財政健全化に繋げるとしている。

こうした中、地方交付税を含む「基礎的財政収支対象経費」について、前年度当初予算を上回る80兆円程度の概算要求・要望が各府省からなされていること等を踏まえると地方交付税等について厳しい調整が行われることも予想されるなど、本県にとって必要な財源が確保できるかどうか予断を許さない状況にある。

さらに、県においては、一層の高齢化の進行などにより扶助費が引き続き増加する傾向にあり、また、公債費も引き続き高水準で推移することが見込まれることなどを踏まえると、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれる。

また、行財政改革推進プロジェクトチーム（以下、「行革PT」という。）が示した「令和2年度当初予算編成における財政収支の見通し（仮試算）」では、現時点での地方財政制度等を踏まえ、現時点で見込みうる範囲で推計した仮試算として、一般財源ベースで87億円の収支差（以下、「収支差額」という。）が見込まれ、その解消を図ることが必要である。

このような状況を踏まえ、令和2年度当初予算編成においても、持続可能な行財政構造を構築するため、行革PTにおける検討内容も含め、歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革に引き続き取り組む必要がある。

各部局におかれては、以上の趣旨を十分踏まえ、下記により予算要求を行われたい。

記

1 予算要求の基本理念

令和2年度の当初予算要求に当たっては、行革PTにおいて示された検討・取組の方向性を踏まえ、更に踏み込んだ歳入・歳出両面にわたる徹底した見直しや新たな歳入確保策の検討を行うとともに、「新しい力強い鹿児島」の実現に向けた各種施策を推進するため、重点的な予算配分や事業の組み替え等メリハリをつけた見直しなど、考え得るあらゆる方策を講じて適切な要求を行われたい。

2 予算要求の考え方

各部局は、以下の区分毎に年間所要額を見積り要求すること。

(1) 人件費・扶助費・公債費

年間の所要見込額を要求すること。

(2) 普通建設事業費

① 公共事業

令和元年度当初予算額以下（一般財源ベース）とする。

なお、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の優先的活用を行うこと。

また、国の予算編成の動向に十分留意すること。

② 県単公共事業

令和元年度当初予算額以下（一般財源ベース）とする。

なお、時限的な措置がある地方債の優先的活用を行うこと。

③ その他の事業

年間の所要見込額を要求すること。また、仕様、工法等は簡素で、機能的なものとなるように努めること。

(3) 災害復旧事業

年間の所要見込額を要求すること。

(4) 一般政策経費

別途通知する要求枠を上限として更に厳しく抑制の上、要求すること。

(5) 新規事業

① 「新しい力強い鹿児島」プロジェクト枠

新規事業1件につき、廃止事業1件を要することとし、一般財源の要求枠は、以下のとおりとすること。

ア 廃止事業が令和元年度末に事業終期を迎える事業及び事務事業見直し対象事業の場合、廃止事業の一般財源総額の範囲内

イ 廃止事業が令和2年度以降に事業終期を迎える事業（事務事業見直し対象事業は除く）の場合、廃止事業の一般財源総額の2倍以内

ただし、「かごしま未来創造ビジョン」を踏まえ、県民所得の向上や交流人口の拡大など、鹿児島の成長を促進し、県民生活を豊かにするために特に重要であると認められる、「鹿児島のウェルネス」の推進（観光交流促進、販路拡大・輸出促進等）及び「労働力の確保・関係人口の拡大」（移住・定住に繋げる施策、地域外の人材活用、女性の活躍支援等）に資する事業並びに「Society5.0の実現と加速」（ICTを活用した医療や教育、本県産業の競争力向上、行政事務の効率化等）に資する事業に積極的に取り組むこととし、関連する事業については、原則ソフト事業（ソフト事業と一体的に実施するハード事業につ

いては対象とする) に限り、各部局3件まで事業を廃止することなく所要見込額を要求できることとする(ただし、給付事業を除く)。

② 単年度事業等枠、大規模施設整備事業枠
年間の所要見込額を要求すること。

③ その他枠

上記①、②に該当しない国の新規施策に伴う事業などのその他の事業については、新規事業1件につき、廃止事業1件以上を要することとし、一般財源の要求枠は、廃止事業における一般財源総額の範囲内とする。

④ 留意事項

重複・関連する既存事業(経常経費を含む)について十分整理の上、既存事業の廃止、統合等を行い、類似事業の乱立、事業体系の複雑化を招かないよう留意すること。

なお、行政の責任分野、経費負担のあり方及び負担割合、行政効果等の観点から従来にも増して厳しく検討を行うとともに、原則として3年以内の終期を設定し、事業の実施に当たって組織・人員の検討が必要なものについては、事前に関係課と十分協議の上、要求すること。

全額国庫事業及び全額受託事業(県が運営費補助をしている団体等からの受託は除く)については、以下3(9)①を踏まえた上で、所要見込額を要求できるものとする。

(6) 上記(1)～(5)に係る全ての経費

多額の収支差額が見込まれている厳しい状況を踏まえ、事務的経費を含めた全ての経費について、行政コストに対する認識を深め、徹底した見直しを行い、年間の所要見込額を十分精査の上、要求すること。

3 予算要求に当たっての留意点

(1) 行革P Tの取組

予算要求に当たっては、行革P Tが示した「厳しい行革」と「攻めの行革」の2つの視点を踏まえて要求すること。

ア 「厳しい行革」

- ・ 当初の目的を達成している事業の見直し
- ・ 実績等を勘案して規模を是正する見直し
- ・ 基金充当事業の拡大や積立額の見直し など

イ 「攻めの行革」

- ・ 効率性を考慮しながら時代のニーズにあった事業となるような見直し
- ・ 部局横断的な事業統合・連携などで相乗効果を生み出せるような見直し
- ・ 公の施設の利用者数を増やし、効率的に活用するための見直し

など

(2) 「新しい力強い鹿児島」の推進

「新しい力強い鹿児島」の実現に向けたマニフェストや「かごしま未来創造ビ

ジョン」の推進につながるものとなるよう十分留意すること。

(3) 地域振興局・支庁長の意見等

既存事業（本庁部局が予算要求する事業）のうち、地域振興局等または市町村が執行する事業については、地域振興局・支庁長の意見を踏まえた要求とすること。

(4) 未利用財産の有効活用

未利用財産については、本県の厳しい財政状況を踏まえ、「行財政運営戦略」に基づき、積極的な売却を行うとともに、売却が困難なものについては、貸付け等により、有効活用を図ること。

(5) 公社・各種団体等に対する支援の見直し

県が出資、補助又は貸付けを行っている公社・各種団体等については、「公社等外郭団体見直し方針（平成17年3月28日策定）」及び行革PTにおける取組を踏まえ、事務事業の見直し、徹底した経費の節減など経営の合理化を行い、安易に県財政に依存することのないようにすること。

特に、経営状況が硬直化している公社・各種団体等については、予算要求の有無にかかわらず、その存廃も含めて全般にわたり徹底した経営実態等の見直しを行うこと。

また、内部留保資金の活用について積極的に検討すること。

(6) 特別会計の予算の見直し

特別会計の予算についても、一般会計と同様、徹底した事務事業見直しを行うこと。特に、一般会計の繰入金等がある場合は、その内容を精査し、可能な限り圧縮を図るとともに、事業規模や繰越金等の取り扱いについても十分な検討を行うこと。

また、公営企業については、独立採算の原則を堅持しつつ、経営の合理化、効率化を推進すること。

(7) 施策評価の予算要求への反映

「県計画の策定等における施策評価の取組指針」に基づき実施した施策評価の結果については、予算要求に的確に反映させること。

(8) 「ゼロ予算」事業の継続

特別な予算を使うことなく、すでに県が持っている人材、施設、ネットワーク等を活用しつつ、事業として見える形にして具体の行政課題の解決や県民サービスの向上を図ろうとする取組を「ゼロ予算事業」としており、これについても積極的に検討すること。

(9) その他

- ① 国庫補助事業等については、真に必要なものに限って受け入れることとし、単独で行う方が効果的に実施できるものや国庫補助金が零細で効果が乏しいもの、全額国庫であっても後年度の行財政上の負担増につながるもの等については、その導入を行わないこと。

また、補助基準額が実情にそぐわず県の超過負担となっているもの、交付時期の遅いもの、国と県との負担区分が不適切と考えられるものについては、所管省庁へ積極的に働きかけ、その解消に努めること。

なお、事業内容等に変更があったものについては、次により対処すること。

ア 国庫補助金が廃止又は縮減されたものについては、原則として事業そのものを廃止又は縮減することとし、県費への振替えは行わないこと。

イ 国庫補助率が引き下げられたもので、県が負担義務を負うものについては、真に必要と認められるものについてのみ受け入れることとし、県の負担が任意のものについては、国庫負担減に見合う県費継足しは行わないこと。

ウ 国庫補助事業が、統合・メニュー化されたものについては、目的、効果、緊急性、補助率等を十分検討し、選択の上、導入すること。

- ② 事業の計画に当たっては、国の予算編成や各種長期計画等を考慮するほか、国、市町村、その他関係団体等とも十分調整を行うこと。

また、行政の多様化、複雑化に伴い2以上の部課に関連する事業が増加しているので、関係部課において類似事業の整理・統合を図るなど十分調整を行うこと。

- ③ 各部局においても、国の予算編成の動向には十分留意し、関連する情報を得た場合には、速やかに財政課へ連絡すること。